

國學院大學學術情報リポジトリ

氏姓と太古の治道：細井貞雄『姓序考』を巡って

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-11-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 河合, 一樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001112

氏姓と太古の治道

―細井貞雄『姓序考』を巡って

河 合 一 樹

序

細井貞雄ハ、号ヲ昌阿、家ノ号ヲ詞花堂ト云、称ヲ藤十郎トヨベリ、江戸ノ人ナリ、【桶町ニ住ミ、桶御用ヲツトメシトイフ】ハヤク家ノツトメラサケ、浅草伝法院裏門ノ辺ニ閑居シ、山本正臣カ門ニ入、モノマナビライソシミ、後本居ノ弟子トナリ、有職ハ大炊御門ノ門弟ニテ、最姓氏学ニ精シカリケリ、

〔清宮秀堅『古学小伝』下、玉山堂、一八八六年、一二葉表〕

これは『古学小伝』における細井貞雄の伝記の冒頭である。貞雄については、現在では『宇津保物語』研究の方が広く知られているかもしれないが、ここでは「姓氏学」に詳しかったということが真っ先に言及されている。「姓氏

学」とは、日本古代のウヂカバネが^③どのようなものであり、それぞれの氏族がどのような来歴を持つているかということに対する研究を指す。

このような紹介の通り、貞雄は未完成に終わっているとはいえ記紀や『姓氏録』にウヂカバネを五十音順に配列し考証を加えた『姓氏考』を構想し、「真人」「朝臣」な十四種のカバネについて論じる『姓氏考』を書いている。それらにおいては、記紀や『姓氏録』などを駆使した詳細な考察が為されており、佐伯有清はその功績を近世のウヂカバネ及び『姓氏録』の研究史において忘れてはならないものであると評価する。^⑤

本稿の目的はそのような貞雄の「姓氏学」の思想的意義を明らかにすることにある。近世においては様々な人物が中国の姓氏と日本のウヂカバネと比較し、それらの意義を論じていた。^⑥早期には儒者たちによる中国の姓氏を基準とした議論が目立つが、本居宣長以降徐々に国学者たちによる日本独自のウヂカバネの追及が増えていく。その中であつて貞雄をどのように位置づけることが出来るかということを考究することが本稿の課題である。

その為、個々の氏族やカバネに関する具体的な考証よりも貞雄がウヂカバネの制度をどのように思い描いているかということが考察の中心となる。またその際に、本来であれば『姓氏考』も重要な著作として見逃すことは出来ないが、未完成であること及び個々の氏族の考証が主となっていることから、本稿では『姓序考』を中心に考察を進めることにしたい。

さて、貞雄は『姓序考』の中でウヂカバネについて「姓といへるは真人、朝臣の類をいひ、氏といへるは、源、橘、藤原などの類をいへり。『姓序考』五二五」と端的に定義している。このことは今日からすれば、ごく当然のことと思えるかもしれない。しかしながら、例えば谷川士清の『和訓栞』の「かばね」の項目に目を向けると、貞雄の発言が当時においては単なる自明の前提の確認ではないということが分かる。

かばね 神代紀に尸をよめり。骨皮の義也。顯宗紀に骨ノ字もよめり。柩をよめるハ義訓也。骸も同し。○神代紀に姓又姓氏をよむハ尸より出たる詞也。續日本紀に根可婆禰といひ、姓氏錄に人民の氏骨カハネといへる是也。さるを姓氏の外に日本にてハ別に尸といふ事ありとおもえるは誤り也。太古ハ姓氏の沙汰なし。西土も同し。また姓氏の別ありしも姓と氏とを混せり。漢ノ高祖を姓劉氏といふか如きは也。

〔谷川士清著・井上頼圀ほか増補『増補語林 和訓栞 上』〕

皇典研究所、一八九八年、五一八―五一九頁〕

ここにおいて士清は、あくまでカバネを中国の姓氏との関連で捉えようとしており、姓氏以外に日本には「尸」というものがあるというのは誤りであるとしている。このような事情を踏まえるならば、貞雄の如上の定義は日本独自のウヂカバネの考察へと踏み出そうとする宣言であると受け取ることが出来るだろう。

もちろん、貞雄の日本独自のウヂカバネに対する考察は全くの独創であるという訳ではない。それどころか貞雄は様々な箇所において、師である宣長が『古事記伝』等の著作において示した見解を引用しており、またその思想的内容についても宣長からの影響が強い。部分的には宣長の説に反対することもあるが、ウヂカバネがどのようなものであるかということに関しては宣長から大きく逸脱してはいない。ただし、ウヂカバネを主題として専門的な研究を行い独立した著作に纏めた貞雄の言説には、宣長からさらに歩を進めた独自の部分もあるものと思われる。そのような事情を踏まえて、本稿ではまず宣長のウヂカバネを巡る思索について一定の紙幅を費やして確認した後に、貞雄の『姓序考』に関する考察へと進むことにしたい。

一 『古事記伝』におけるウヂカバネの注釈

序ですでに述べたように、貞雄の『姓序考』は宣長のウヂカバネを巡る思索を發展させたものとしての色彩が強い。その為、まずは貞雄に大きな影響を与えたと考えられる宣長の『古事記伝』における記述を見ていきたい。

宣長のウヂカバネに関する見解は、允恭記の盟神探湯の段における「ここに、天皇、天の下の氏々名々の人等の氏の忤ひ過てることを愁ひまして、味白禱の言八十禍津日の前に、くか瓮を据ゑて、天の下の八十友の緒の氏姓を定めたまひき。『古事記』允恭記」という箇所に対する「名々」「氏姓」などの項目に示されている。「氏姓」に対する注釈は次のようなものである。

○氏は、宇遅加婆禰と訓、宇遅と云物は常に人の心得たるが如し、【源平藤原などの類是なり、】加婆禰と云は、宇遅を尊みたる號にして即宇遅をも云り、【源平藤原の類は、氏なるを其をも、加婆禰とも云なり、】宇遅ももと賛て負たる物なればなり、【是はた言は賛たる言に非るも、負たる意はほめたるものなり】又朝臣宿禰など、宇遅の下に着て呼ぶ物をも云り、此は固賛尊みたる號なり、又宇遅と朝臣宿禰の類とを連ねても加婆禰と云り、【藤原朝臣大伴宿禰などの如し、】されば宇遅と云は、源平藤原の類に局り、【朝臣宿禰の類を宇遅と云ることは無し、】加婆禰と云は、宇遅にも朝臣宿禰の類にも連て呼ぶにも恒る號なり、宇遅と加婆禰との差別大かた如此し、さて宇遅加婆禰と連ねて云には、宇遅【源平藤原の類】と加婆禰【朝臣宿禰の類】とを分て並べて云るも在り、又た何となく重ねて云るもあり、此の氏姓何れに見ても違はず、

宣長は源平藤原などのウヂと朝臣宿祢などのカバネを分けて言う場合と両者を共にカバネと言う場合との二つを考えている。その点では、先に触れた貞雄の定義と多少の差異が認められ、その違いが何を意味しているのかということとも興味深い問題ではあるが、本稿では立ち入らない。少なくとも、日本独自のカバネを否定していた士清と比べるならば、両者は大きな方向性においては一致していると言つてよいだろう。また、宣長はこの直後に比較的長い割注を付けて日本のウヂカバネと中国の姓氏との相違を論じ、「朝臣宿禰の類は、漢國には無き物『記伝』十二・一八七」であると明確に述べている。

以上のことから分かるのは、宣長が貞雄に先立つて日本独自のウヂカバネの在り方を考察しようとしていたということに過ぎない。その内実を考える為には、「名々」の項目の方が重要となってくる。そこにおいては「名」の一般的定義から始まる長い注釈が為されているが、本稿では次のような記述に注目しておきたい。

さて古は氏々の職業各定まりて、世々相繼て仕奉りつれば、其職即其家の名なる故に、【氏々の職業は、もと其先祖の徳功に因てうけたまはり仕奉るなれば、是も賛たる方にて名なり、】即其職業を指ても名と云理、さて其は其家に世々に傳はる故に其名即姓の如し、されば名々と云は職々にて即此も氏々と云にひとしきなり、

『記伝』 十二・一八六

ここで宣長はウヂカバネと「職業」との関係を強調している。日本古代においてはそれぞれの家の「職業」が定まっていた為に、それが家の「名」であり、それ故「名々」というのは「氏々」と同じ意味になるという。宣長は『古事記』本文にある「氏々名々」という言葉の並びから、「名々」の意味を追求し、その過程で「職業」と結びつい

たウヂカバネを構築するのである。

ウヂカバネが「職業」と強い関連を持つものであるということ自体は、今日の目から見ても奇妙なものではないだろう。⁽⁸⁾しかしながら、当時にあつてこのことがどのような意味を持つかということはそれは別の問題である。宣長がこのようなウヂカバネに対する考えを披歴する時、そこには同時代の儒者への反論の意図があり、またそれは宣長自身が思い描く日本古代の在り方とも関わっているものと思われる。

二 ウヂカバネとマツリゴト

宣長はウヂカバネと「職業」との結びつきを主張していた。そのことの持つ意味を考える上で目に留まるのが、「大臣」に対する注釈の中の次のような記述である。

○官職ツカサの事、神代より此ありて、宮之首ミヤノオビト、膳夫カシハデ、齋主イハヒヌシなどあるたぐひ、皆官也ツカサ、又五部祖神イツトモノノヲは、いはゆる文官、大伴連久米直二氏祖神などは、いはゆる武官なり、又中臣忌部など云稱も、即官職チなり、さて大倭京となりて、ますく品々の職見えたり、某部某部と云ものの中に、官職なる多し、後世の官の中にも、辨オホトモ、掃部ヒカセリ、大炊オホキ、主殿トノモリ、主水モヒトリ、軋負ユゲヒなど云は、後にまうけたる名に非ず、古の官名ののこれるものなり、さて八十伴緒ヤソトモノヲと云しは、即漢籍チカラフミに百官と云が如し、然れども、かの戎國カラの、時々、あらぬ人を選びエラて、官に任ずとは、大く異イタにして、皇朝の上代には、各其職ノツカサを世々に傳へて、仕奉りし故に、其家の職を、即姓氏チウヂカバネに負オヘるぞ多かりける、か、れば、官職は神代よりしてありつるを、後世とそのさまの異なるを以て、後人官職なることを知らず、上代

には、官職なかりしが如く思ふめり、

〔「記伝」十一・三三四〕

ここで宣長は、神代から「官職」があったということを述べている。ここでの「官職」や「職」は「ワザ」ではなく「ツカサ」と読まれてはいるものの、「其家の職を、即姓氏に負るぞ多かりける」という主張が允恭記のウヂカバネの注釈と繋がるものであることは疑う余地がないだろう。宣長は日本上代においては、中国の「あらぬ人」を採用する「官」とは異なり、「職」をウヂカバネに負うという在り方をしていた為に、後の世の人々は「官職」がなかったと勘違いしていると言う。

宣長は反論相手である「後人」が誰であるか名前を挙げてはいないが、例えば太宰春台の『弁道書』における次のような発言が想定される。宣長の『直毘霊』が『弁道書』への反論として成立したことからも、春台の言説が宣長の脳裏にあった蓋然性は極めて高いと言えるだろう。

先本朝の古を考候に、神武天皇より三十代欽明天皇の頃までは、本朝に道といふ事未有らず、萬事うゑしく候處に、三十二代用明天皇の皇子に厩戸といふ聰明の人生れたまひ、官職を定め衣服を制し、禮樂を興して國を治め民を導き、文明の化を天下に施したまひ候。本朝に於て厩戸の功は政作の聖ともいふべき人にて候。

〔太宰春台『辨道書』（『日本教育思想大系 徂徠学派』所収）、四二～四三頁〕

『弁道書』において春台は、日本の古代には道がなく人々は禽獸に等しい有様だったと述べている。⁽¹⁰⁾ この発言もそ

の延長線上にあるものと見る事が出来る。春台は聖徳太子が「官職」や「衣服」「礼楽」などを定めるまで「道」がなかったと述べている。こうした主張に反発した宣長は、古代日本において「道」が存していたことを証明しようとする訳である。その結果の一つが、ウチカバネの内に「職」の存在を見出すことであった。そのことによって、宣長は古代日本に中国とは異なつた秩序があつたことを示す。⁽¹⁾ 宣長のウチカバネを巡る思索は同時代の言説と切り結ぶものであつたと言つてよいだろう。

そして、ウチカバネと「職」との関係は宣長の思い描く日本古代の社会秩序の在り方とも深くかわつてゐることも見逃されてはならない。⁽¹²⁾ ここで取り上げたいのは、有名な「政」の注釈である。

○政は、凡て君の國を治坐す萬事の中に、神祇を祭賜ふが、最重要なる故に、⁽¹³⁾ 他國にも此意あり、皇國は更なり、⁽¹⁴⁾ 其餘の事等をも括て祭事と云とは、誰も思ふことにて、誠に然ることなれども、猶熟思に、言の本は其由には非で、奉仕事なるべし、そは天下の臣連八十伴緒の、天皇の天命を奉はりて、各其職を奉仕る、是天下の政なればなり、⁽¹⁵⁾ 〔中略〕然れば言の本の意を以て見れば、麻都理碁登に政字は當らず、此字になづむべきに非ず、されど臣下の奉仕る萬事は、即君の國を治め賜ふ御事なれば、末は一におつめり、

『記伝』十・三二一、三三二

宣長は、ここで「祭」が極めて重要なものであるということを認めながらも、「祭」＝「政」という考えを否定する。そして、「政」とは「奉仕事」であつて、人々が天皇の命を受けて「奉仕」ることが、「政」であるとする。それ故、最終的には一致するとしても本質的には「マツリゴト」と「政」は異なるとしている。すなわち、ここにおいて

日本独自の「マツリゴト」の在り方が示されており、そこにおいては人々が「奉仕」る「職」ということが重視されている。このことは「ウヂカバネ」が「職」と繋がるものであり、日本古代から「職」が存在していたことを通して、宣長が日本古代の社会秩序を描いていたということを示している。

さらに、宣長がこうした在り方を単に古えのものとしてだけではなく、今にも続くものであると認識していたことも合わせて指摘しておきたい。

神代もいまもへだてなく、

たゞ天津日繼の然ましますのみならず、臣連八十伴緒にいたるまで、氏かばねを重みして、子孫の八十續、
アマツヒツギ オミナラシヤソトモツラ ウヂカバネ オモ ウミノコ ヤソツツギ
 その家々の職業をうけつがひつゝ、祖神たちに異ならず、只一世の如くにして、神代のまゝに奉仕れり、
イヘイヘ ワザ オヤガミ コト タタヒトヨ ツカヘマツ

『直毘霊』九・四九、五〇』

宣長はここにおいて、天皇だけではなく「臣連八十伴緒」までもが「神代のまゝ」であると言っている。この点後に見るいくつかの箇所において宣長や貞雄がウヂカバネについて考察しながら、しばしば近世に話を及ぼすことと関係しているものと思われる。

以上において、多少簡略にはあるが、宣長のウヂカバネに関する記述を見てきた。宣長はウヂカバネを「職」との関係で捉えており、そのことは春台などに反論しながら日本古代に独自の秩序があったことを主張するものであった。貞雄の研究はこうした宣長の思想の上に立つて行われたものである。その為、これらのことを踏まえて『姓序考』の考察へと進みたい。

三 ウヂカバネの序列

『姓序考』は、その題名の通り「姓（カバネ）」の「序（ツイデ）」を定めることを目的とした著作である。北村久備と貞雄自身による序文があり、本文では全体の趣旨が述べられた後に「真人」「朝臣」以下十四種のカバネに対する考証とその他関連事項に対する考察が為されている。カバネを専門的に扱った著作であるだけあって、個々のカバネに対する考察は、宣長が『古事記伝』などで示しているものより詳細である。しかしながら、それらを一つ一つ比較していくことは避けた。以下では、特に貞雄が宣長の説を發展させていると考えられる点に限って取り上げる。

まず、『姓序考』の冒頭の部分を見ていく。そこにおいて既に貞雄が宣長から大きな影響を受けていること及びそれを發展させようとしていることが示されていると考えられる。二つに分けて引用する。

太古は質純なりしかば、心純にして、貴はいよ／＼尊く、賤はます／＼卑し。故尊卑のけちめ正しかりしかど、や／＼くたりゆきては、卑もなりのほり、尊も其處をさりぬることのあるなべに、其階級を別定むべく官班の制、位次の事おこれり。官班の制なかりし御代にも、尊卑の階級を分列られぬことはありしかど、官位の制とはやゝたがへり。

『姓序考』五二五

ここでは「太古」は尊卑が嚴格であったが、次第に乱れて来たので「官位」が成立することとなった。ただし、「官位」が出来る以前にも尊卑は分けられていたと述べられている。そして、その尊卑を分けるものこそがカバネで

ある。貞雄は続けて次のように言う。

官位は其職を奉、其序を別るものにして、彼より此に轉任し、是より彼に補任ぬれば、其奉守れる職事に貴賤の階級ありて、彼身に尊卑のけぢめあるにあらず。太古の姓の制は然ならず、其姓を賜へれば榮を子孫の八十つゝきに傳へ、天罪かうむれば、其姓を貶れ衰を類族まで致せり、是以て職位とはたかへることを知へし。如此れは、太古は姓に尊卑のけぢめありて、職に貴賤のわきためあることなかりし也。太古は職をしも世々に仕奉て、是彼に轉任ことはさらになく、今世の制にいとよくかよいたり、故太古は其職を以て氏とせしものそ多かりける。

『姓序考』五二五

「官位」は一人の人間に与えられるものであり転任されることもあるのに対して、「姓」は子孫に受け継いでいくものであるとする。また、日本古代では代々「職」を受け継いでいた為に、「職」とウヂとが繋がっていたということにも言及している。このような貞雄の言説が宣長の議論を継承するものであることは明白であろう。

ただし、この『姓序考』冒頭の文章は単に宣長の議論を引き延ばしただけのものではない。最初の「太古」は「尊卑のけちめ」が正しかったという断言が既に宣長から歩を進めたものである。というのも、それは貞雄がこの著作においてカバネの序列を明らかにし得たという自信に裏付けられたものであると考えられるからである。そして、そのことは貞雄がこの文章を書く際に意識していたと思われる宣長の『玉勝間』の一節と比べるとより明確になる。当該箇所は第三二一条の「國造」である。

いにしへに國造クニミヤツコといひしは、今の世のごと、大きにこそあらざりけめ、大かた何事も、大名の如くなる物にて、國々に多く有し也、それが中に、國造クニミヤツコ、また君キミ、また別ワケ、又直アタヘ、又稻置イナギ、また縣主アガタスシなどいふ、色々の有て、尊タカき卑ヒきけぢめも有つるを、そのけぢめは、さだかに記せる物なければ、いづれ尊タカく、何れ卑ヒかりけむ、今ことぐくは、わきまへがたけれど、大かたは皆、國造と同じさまなる物にて、此色々コノササグサを一つにすべて國造クニミヤツコといへりき、書紀などに、伴造トモミヤツコ國造クニミヤツコなどあるは、かの色々コノササグサをすべて、一つに國造クニミヤツコといへる也、

〔宣長『玉勝間』一・一九〇〕

宣長はここで「國造」は「君」「別」「直」「稻置」「縣主」などをも総称するというものであるとしている⁽¹⁴⁾。そして、それらの間には「尊き卑きけぢめ」もあつたはずであるが、明確な記録がないのでわからないという。それに対して、貞雄は『姓序考』の中で次のように明確な序列を示している。

一日真人、二日朝臣、三日宿禰、四日忌寸、五日臣、六日連、七左日公、七右日首、八左日國造、八右日伴造、九左日縣主、九右日直、十左日村主、十右日史

〔『姓氏考』五二九〕

そして、こうした序列を定める考証を通して、貞雄によつて日本古代の秩序の在り方は次のように描かれることになる⁽¹⁵⁾。カバネの序列の七以降が左右に分かれている理由も、この記述から明らかになる。

太古の治道^{ミチ}【治道のことはことふみにいふべけれど、こゝに其かたはしをいはざれば、ことの聞がたければなり。】は各國に公を置、其次々には國造、【公にて國造を兼しもあり、筑紫君石井は公ながら國造を兼しなべに、古事記及び國造本紀には筑紫國造といへるにて知るべし。】縣主、村主などありてことをとりおこなひし也。朝廷の臣連の人々は、公又は國造より奏上せることによりて、可否を定められしこと也ける。各官のかたは、首、伴造、直、史などありて、みな其職を仕奉れるを、臣連の人々可否を思ひ別たれしなり。太古臣連二造もてまつりごちたりしときは、臣には國造のそひ、連には伴造のそへりしにこそありけめ。

『『姓序考』五三六～五三七』

宣長は、日本古代の「マツリゴト」を「臣連八十伴緒」が「仕奉」ことであるとしていた。貞雄のいう「太古の治道」も基本的にはその方向に従うものだろう。ただし、ここではカバネに対する考察を経たことによつて具体的な在り方が示されることとなっている。「臣」が各地に置かれた「國造」が付き従い、「連」には様々な職業を掌る「伴造」¹⁶が付き従う。そして、「國造」「伴造」から奏上された事柄を「臣」「連」が判断するという政治の在り方を「太古の治道」であるとしている。

このように、宣長の示した日本古代の秩序の在り方を、カバネに対するより詳細な考察に基づいてより具体的に描いたところに『姓序考』の成果を見出すことが出来るだろう。

四 氏上について

『姓序考』において、宣長の議論を独自に発展させたものとして「氏上」に関する記述も注目される。貞雄は『姓序考』の主題はあくまでカバネである為に、「氏上は姓にか、はれることならねど、是をいざればことのきこえがたきことゞもあれば、さし置がたくして其由を云り。『姓序考』五五六」と言いながらも「氏上」についてかなりの分量を費やして論じている。そこではまず次のような説明が為される。

氏上は宇遲乃賀美と訓べし。氏とは源、平、藤原、秦、などのたぐひのものを云り。其氏に大氏小氏のけぢめあり。それを云ば、阿倍氏【孝元天皇皇子大彦之命之後】は大氏なり。是より別れたる阿倍志斐、阿倍間人、阿倍長田、阿倍陸奥、阿倍安積、阿倍信夫、阿倍柴田、安倍会津、阿倍猿島、阿倍久努、阿倍小殿、和阿倍はみな小氏なり。「中略」小氏は大氏にしたがへるもの也、されど小氏にも氏上はあるなり、大氏衰へぬれば小氏のさるべき人を以て大氏を繼ぐことなり。「中略」俗言に云は大氏は本家、小氏は分家なり。

『姓序考』五五六―五五七

貞雄はウヂの中に「大氏」「小氏」があることを指摘し、それぞれに「氏上」がいるとする。阿倍という「大氏」には、阿倍志斐や安倍間人などの「小氏」があり、「本家」と「分家」のような関係であり、「大氏」が衰えた時には「小氏」の人が後を継ぐと言う。このようなウヂの在り方に対するより細かな規定は、カバネの際と同様により具体的に古代の制度の在り方を描くということに繋がっている。先の引用箇所が続いて、貞雄は「氏上」が各「部曲」の

人々を掌っていたということを述べた後、当時の政治の在り方について次のように述べている。

少故スコシの事は小氏の氏上、大氏の氏上とはかりてことをたゞしをさめ、大故オホキナレのことにあらざれば、朝廷にまをすことなし。さるから上古は朝廷は閑寂なりし、各國も諸人の人々ワタタチ頒領フツケり、天皇の御料地の御田をも作り、【今諸國に御田三田など云號あるはみな御料地なり。】男は弓弰ユハツ、女は手末テマエの貢を進れり。

『姓序考』五五七

ここでは上代には、小さなことは「小氏」「大氏」の「氏上」が判断しており、朝廷に奏上することはなかったために、朝廷は閑寂であつたと述べられている。さらに貞雄は次のようにも言う。

如此氏上の定れるから、各氏のすぢみだる、ことなく、氏上のことごとく小氏大氏に附貫ツカせれば、大氏の氏上に詔あれば、氏人どもみなうけ給はり傳へて、其事をなすなべに、こと、ほりやくすみだる、ことなし。故太古はなすこと少くて、よくことのと、のひし也。

『姓序考』五五九

「大氏」と「小氏」があり、それぞれに「氏上」が定まっている為に、「大氏」の「氏上」に詔があればそれに従う人々に容易に伝わり乱れることがなく、それ故朝廷が盛んに活動せずともよく治まっていたという。

これまで見てきたところによれば、貞雄は『姓序考』においてカバネが極めて整然とした体系を持っており、「国

造」「伴造」が奏上したことを「臣」「連」が判断するという構造を描き出し、またウヂにおいても「大氏」「小氏」にそれぞれ「氏上」がいて様々なことを判断していたと述べていた。こうした貞雄の主張する日本古代の秩序の在り方は、「臣連八十伴緒」がそれぞれ自らの「職」を以て「仕奉」という「マツリゴト」の在り方と同じ方向性を持っている。

結

以上、本稿においては宣長のウヂカバネに関する思想を確認した上で、それを発展させたものとして貞雄の『姓序考』を位置付け、その内容を検討してきた。『姓序考』は論争書でもなければ、思想的な主張が前面に押し出されたものでもなく、一見地道な考証に終始しているように感じられる。しかしながら、宣長との関係を考慮にいれる時、その考証は宣長が示した「マツリゴト」の在り方をより具体的な形で描き出すものであったということが出来るだろう。そこにおいては、人々がウヂとカバネの制度に支えられて自らの「職」を行うことで政治が成り立っており、積極的に治めずとも安らかに治まっていた。貞雄が『姓氏考』において膨大な数のウヂカバネについて考証を加えたのも、そうした秩序をさらに具体的に確認していく営為であったと考えることが出来る。

さて、こうしたことによって、本稿の課題である宣長との関係を踏まえた上での貞雄の『姓序考』の思想の検討はすでに一応の結論に至ったと考える。しかしながら、最後にそれはあくまで近世における姓氏・ウヂカバネを巡る思想史及び『姓氏録』の受容史のごく一部に見たに過ぎないということを改めて強調しておきたい。貞雄の議論が宣長以外の国学者たちの言説とどのような関係にあるかということについては、それぞれの人物を取り上げながら検討す

る必要がある。また、さらに発展的なものとして、宣長や貞雄を含めた近世のウヂカバネを巡る議論が栗田寛などを経て近代にどのような影響を与えたかという問題も考えられる。それらを踏まえてより体系的に本稿の内容を展開していくことを今後の課題としたい。

※細井貞雄『姓序考』からの引用に際しては、物集高見編『新註皇学叢書 第四卷』広文庫刊行会、一九二八年所収の翻刻版を用い、「『姓序考』頁数」の形で当該箇所を示した。

※本居宣長からの引用に際しては、筑摩書房版の全集を用い、「宣長『著作名』巻数・頁数」の形で当該箇所を示した。また『古事記伝』に関しては『記伝』と略記する。

※引用文中の割注は「」で示した。

註

(1) 貞雄の伝記としては、他に安藤菊二「細井貞雄」(伝記学会編『国学者研究』北海出版社、一九四三年所収)がある。

(2) 貞雄には『空物語玉松』という著作があり、それを巡っては河野多麻「宇津保物語錯簡と細井貞雄の業績」上(『国語と国文学』第二八巻第八・九号、一九五二年所収)などいくつかの研究がある。それに対して『姓氏考』『姓序考』を正面から取り上げたものは存在しない。

(3) 江戸時代の学者が中国と日本との双方を視野に入れながら「姓」や「氏」という言葉を用いる際には、それら

が何を指しているのかが必ずしも一定していない。その為、本文中では中国のものを指す場合「姓氏」という表記を用い、日本のものを指す場合「ウヂカバネ」という表記を用いる。

(4) 国文学研究資料館の日本古典籍綜合目録データベースによれば、国会図書館に一二冊三六巻のものがあり、東洋文庫に七冊一四巻のものが所蔵されている。ただし、国会図書館本も八冊目一五巻以降は各姓氏の項目に『姓氏録』からの簡単な抜き書きがあるだけの簡素なものになっている。なお、安藤前掲論文は国会図書館の七冊目までを自筆稿本であるとしている。

(5) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究 研究篇』吉川弘文館、一九六三年参照。本書では『姓氏録』研究の立場から、近世における『姓氏録』の受容史の概略が纏められている。なお、佐伯は貞雄の重要性を指摘する際に、近世の『姓氏録』研究を集大成し『氏族考』や『新撰姓氏録考証』を著した栗田寛に大きな影響を与えたことを強調している。貞雄と寛との関係も興味深い主題ではあるが、本稿では立ち入らない。

(6) 姓氏・ウヂカバネを巡る思想史については、拙稿『古事記伝』と『姓氏録』——本居宣長における「ウヂカバネ」の成立(『日本思想史学』第五十一号、二〇一九年所収)・宇野明霞『姓氏解』とその周辺——徂徠派批判の「風景」(『倫理学』第三四号、二〇一八年所収)・『称呼弁正』「姓氏氏族第四」の問題空間(『求真』第二二号、二〇一六年所収)などで部分的に論じて来た。

(7) 宣長のウヂカバネを巡る言説としては、他にも『玉勝間』の第七七・七八条「姓氏の事二ヶ条」なども重要であるが、貞雄の議論とは多少方向性を異にするものである為、本稿では取り上げない。

(8) 例えば、中村友一『日本古代の氏姓制』八木書店、二〇〇九年は、ウヂカバネに関する先行研究の最初期のものとして、宣長の『古事記伝』のこの箇所と言及し、部分的には修正すべき点もあるが、概ね妥当なものである

と評価している。

(9) 小笠原春夫『国儒論争の研究―直毘霊を起点として』ペリカン社、二〇〇六年参照。

(10) 太宰春台『辨道書』（『日本教育思想大系 徂徠学派』所収）、六一―六二頁参照。

(11) 本稿では立ち入らないが、宣長は単に日本と中国の制度が異なるというだけでなく、「職」が固定的な日本の方が優れているということも主張している。宣長『くずばな』、八・一五六参照。

(12) この点については、相原耕作「本居宣長の言語論と秩序像（一）―（三完）」『東京都立大学法学会雑誌』三九卷第一号―四〇卷第一号、一九九八―一九九九年が詳しい。特に（二）においては、宣長の秩序像を分析しウチカバネが重要な要素となっていることを指摘している。

(13) なお、貞雄には「職位」を主に論じたものとして、『職位考』国文学研究資料館蔵、一八一八年跋がある。

(14) この点については、貞雄も全く同じ見解を示しており、さらに「伴造」も首・伴造・直・史を総称するものであるとしている。『姓序考』五四四参照。

(15) この点に関連して、『姓序考』の個々のカバネに対する考証の中で、比較的長い分量を費やして宣長を否定している箇所として「臣」がある。そこで貞雄は宣長の「臣」は「大身」であるという説を否定し、「臣」は「使主」であるとして、「臣」とは「使人」の「主」を意味するとする。そして、それは「連」が「群」の「主」であるのと対になっているという。貞雄の記述は語源の追及に終始するものではあるが、このことへのこだわりもより整然と古代の秩序を描こうとする志向と繋がっているものと思われる。

(16) 貞雄は、「国造」が各地の統治全般に携わるのに対して、「伴造」は専門的な職に携わるものであるということ、地名に基づくウチと職名に基づくウチの差異に言及しつつ説明している。『姓序考』五四四参照。

筆者は中国の中山大学へと年度中に転任することになったが、本稿は國學院大學研究開発推進機構ポスドク研究員在職時の研究成果である。